

平成 30 年度第 1 回 愛知県都市計画審議会

平成 30 年 7 月 10 日 (火) 午後 2 時 00 分

愛知県庁本庁舎 6 階 正庁

【事務局（都市計画課課長補佐 早川真美）】

定刻となりましたので、それでは、ただいまから平成 30 年度第 1 回愛知県都市計画審議会を開催いたします。

開会にあたりまして事務局からお知らせがございます。

愛知県では、5 月 1 日から 10 月 31 日までを「さわやかエコスタイルキャンペーン」実施期間とし、軽装・ノーネクタイの励行を進めております。したがって、本日の審議会におきましても幹事及び事務局は軽装・ノーネクタイで対応させていただいており、各委員の皆様にも御協力を呼びかけております。どうぞ御理解いただきますようお願いいたします。

次に、傍聴される方々をお願いいたします。本日配付いたしました傍聴券の裏面に記載のように、会議の開催中は静粛に傍聴していただきますようお願い申し上げます。

携帯電話は、電源を切るかマナーモードにしてください、かばん等にしまってください。録画、録音等は禁止となっております。その他、会議の秩序を乱す行為、議事進行の妨げとなる行為はしないでください。

以上、注意事項を遵守して審議会を傍聴していただきますようお願いいたします。

それでは、会議に先立ちまして、会長から御挨拶をお願いいたします。

【会長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】

会長の中村でございます。本日は、お忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。

本日は、愛知県都市計画審議会第 1 回の開催ということでございますけれども、簡単に御挨拶をさせていただきたいと思っております。

先週末の大変な豪雨で、西日本各地、自然の猛威とはいえ大変な災害になっておるわけでございます。こういった災害を見るにつけ、自然の猛威とはいえ、安全な対策、それから安全な地域への誘導、これから高齢化、更には人口減少していく中であって、この都市計画審議会の役割というものは一層重要だということを再認識しているところでございます。

委員の皆様方におかれましては、それぞれ御専門の見地から闊達に御意見をいただきますとともに、今年度も議事の円滑な進行に御協力いただきますことをよろしく願います。

以上をもって御挨拶とさせていただきます。よろしく願います。

【事務局（都市計画課課長補佐 早川真美）】

ありがとうございました。

次に、当審議会の委員の方々に異動がございましたので御紹介申し上げます。

お手元に委員名簿を配付させていただいておりますので、併せて御覧ください。

市町村の長を代表して委員をお願いいたしました一宮市長の中野正康委員でございます。

【委員（一宮市長 中野正康）】

皆さん、よろしく願います。

【事務局（都市計画課課長補佐 早川真美）】

県議会の議員として委員をお願いいたしました伊藤辰夫委員でございます。

【委員（愛知県議会議員 伊藤辰夫）】

よろしく願います。

【事務局（都市計画課課長補佐 早川真美）】

石塚吾歩路委員でございます。

【委員（愛知県議会議員 石塚吾歩路）】

よろしく願います。

【事務局（都市計画課課長補佐 早川真美）】

中根義高委員でございます。

【委員（愛知県議会議員 中根義高）】

よろしく願います。

【事務局（都市計画課課長補佐 早川真美）】

黒田太郎委員でございます。

【委員（愛知県議会議員 黒田太郎）】

よろしく願います。

【事務局（都市計画課課長補佐 早川真美）】

鳴海やすひろ委員でございます。

【委員（愛知県議会議員 鳴海やすひろ）】

よろしく申し上げます。

【事務局（都市計画課課長補佐 早川真美）】

渡会克明委員でございます。

【委員（愛知県議会議員 渡会克明）】

よろしく申し上げます。

【事務局（都市計画課課長補佐 早川真美）】

次に、平成30年度の当審議会の幹事でございますが、お配りいたしました委員名簿の裏面が幹事名簿となっておりますので、この名簿をもって紹介にかえさせていただきます。

なお、本日は、2分の1以上の委員の方々に御出席いただいておりますので、会議は成立いたします。

当審議会の議長は、愛知県都市計画審議会条例第5条第2項の規定により、会長が務めることとなっておりますので、よろしく申し上げます。

【会長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】

それでは、ただいまお聞き及びのとおりでございますので、議長を務めさせていただきます。

それでは会議を進めてまいります。愛知県都市計画審議会運営規程第8条第1項の規定に基づきまして、議事録署名者として田川佳代子委員、伊藤辰夫委員を指名いたします。

また、先程事務局から御紹介のありました委員のうち、次の方々を愛知県都市計画審議会条例第6条第2項の規定に基づきまして、当審議会常務委員会委員に指名いたします。市町村の長を代表して委員をお願いいたしました中野正康委員、県議会の議員として委員をお願いいたしました委員のうち中根義高委員、黒田太郎委員、渡会克明委員、以上の方々を指名いたします。よろしく申し上げます。

それでは、これより審議に入ります。

第1号議案「豊橋市における特殊建築物の敷地の位置について」を上程いたします。これは、建築基準法第51条ただし書の規定に基づく議案でございます。豊橋市の説明を求めます。

【豊橋市建設部建築指導課課長 宮地淳行】

豊橋市建設部建築指導課長の宮地でございます。よろしく申し上げます。

【会長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】

おかけください。

【豊橋市建設部建築指導課課長 宮地淳行】

では、座って説明させていただきます。

議案内容の説明に先立ちまして、法制度の概要と当市の許可基準について説明させていただきます。

まず、制度の概要についてですが、建築基準法第 51 条において、卸売市場、火葬場、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他政令で定める処理施設の用途に供する建築物は、都市計画決定されたものでなければ新築又は増築してはならないこととなっております。

原則として都市計画決定されたものでなければ建築できないのですが、同条にはただし書がありまして、特定行政庁が都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可した場合には、この限りではないとされております。

この規定の運用については、将来の情勢の推移によって移転すること等が予想される恒久性のない民間施設については、都市計画決定ではなくただし書に基づく手続によることとしています。本案件は、このただし書の規定に基づき特定行政庁である豊橋市長が特殊建築物の建築を許可するにあたり、その敷地の位置が都市計画上支障がないかどうかを御審議いただくものでございます。

次に、当市の許可基準についてですが、具体的な基準に該当する項目としては、道路の基準、施設整備基準、その他の処理施設の基準の 3 項目がございます。

まず、道路の基準についてですが、敷地の面積に応じて必要な道路幅員を定めています。例えば、敷地面積が 0.3ha 未満の場合には、敷地の搬出入口が面する道路の幅員は 6m 以上である必要があります。そのほかに、主たる搬出入道路が通学路と相当区間重複しないこと等を求めています。

次に、施設整備基準についてですが、敷地内で 20%以上の緑化区域を設け、公害防止対策のため境界線沿いに敷地面積に応じた緩衝帯を設けることを求めており、例えば敷地面積が 1.0ha 未満の場合には 1m の緩衝帯を設ける必要があります。その他、敷地は極力整形にすることと、所要の駐車場の確保を求めています。

続いて、その他の処理施設の基準の中で、対象施設の位置は工業地域、工業専用地域又は市街化調整区域とし、その敷地は住居系用途地域や既存集落等から 100m 以上離れていることを求めています。また、学校、老人ホーム、保育所、病院、図書館、その他これらに類する建築物から 100m 以上離れていることを求めています。

最後に、事前説明については、対象敷地周辺の権利者等に対して事業計画の概要に関する

る事前説明を行うよう求めています。また、他法令の許認可に係る調整を確実に行うよう求めています。

以上、これらの当市が許可するにあたり定めている許可基準に対しては適合していることを確認し、付議させていただくものでございます。

それでは、第1号議案「豊橋市における特殊建築物の敷地の位置について」を御説明いたします。

議案書は1ページから3ページ、議案概要説明書は1ページ、図面は図面番号1から3を御覧ください。

申請者は、株式会社明輝クリーナー代表取締役小島孝信、

名称は、株式会社明輝クリーナー産業廃棄物処理施設（焼却施設）でございます。

敷地の位置は、豊橋市原町字南山1番2他5筆、

敷地面積は、2,996.62㎡、

処理施設の処理能力は、汚泥の焼却が1時間あたり2,674kg、廃油の焼却が1時間あたり3,448kg、廃プラスチック類の焼却が1日あたり49,900kg、その他産業廃棄物の焼却が1時間あたり1,511kgから4,573kgとなっております。

建築物は工場棟1棟で、延べ面積は1,568.58㎡でございます。

申請者は、昭和53年より一般廃棄物・産業廃棄物の収集運搬業の許可を愛知県、静岡県にて取得し、平成3年には産業廃棄物処分業の許可を受け、平成9年から産業廃棄物処分業を当該申請地の道路を挟んだ別の敷地にて行っております。

このたび、既存の焼却施設の老朽化に対応するため、道を挟んだ敷地に新たな処理施設を計画したところ、市街化調整区域における汚泥の焼却施設の処理能力が1時間あたり200kg、廃油の焼却施設の処理能力が1時間あたり200kg、廃プラスチック類の焼却施設の処理能力が1日あたり100kg、その他産業廃棄物の焼却施設の処理能力が1時間あたり200kgの基準を超えるため、建築基準法第51条ただし書の規定による許可が必要となったものでございます。

次に、図面番号1の総括図を御覧ください。

図面右下側の赤丸で示した「建設地」と書かれたところが敷地の位置になります。当該敷地は豊橋市の南東部に位置し、豊橋市役所から南東に直線距離で約10kmの市街化調整区域内に位置しております。

次に、図面番号2の付近状況図を御覧ください。

建設地は図面中央の赤い斜線で示した部分でございます。建設地北東側には、申請者の既存の焼却施設がございます。また、凡例のその他として示した建築物は、建設地北側にある事務所や豚舎を始め、東側、南側に倉庫や事務所となっております。周囲の状況は、北側は申請者所有地が、東側は市道原町 33 号が、南側は民家が、西側は県道 402 号・中原東細谷線がございます。

次に、図面番号 3 の計画図を御覧ください。

この図面は敷地内の施設配置を示しており、赤枠が申請敷地の外周、黄色の塗りつぶしが建築物、紫色の線が産業廃棄物処理装置である焼却施設でございます。敷地への出入りは、西側の幅員 10.5m の県道 402 号・中原東細谷線側を入口、東側の幅員 6.0m の市道原町 33 号側を出口の一方通行としています。入口、出口がそれぞれ 2 カ所あり、南側通路と北側通路の 2 本の通路がございます。車両に関連して、搬入車両の受け入れは事前予約制を設けて搬入の時間帯の重複を防ぐとともに、待機場所を確保するなどして周辺への影響が出ないように配慮しております。

敷地の周囲には緑色で塗りつぶした部分に緑地を設け、青色の線上に 4m の塀を設け、環境整備に努めてまいります。なお、環境に対する影響につきましては、廃棄物処理施設生活環境影響調査指針に基づく調査を実施し、騒音、振動等は全て環境保全目標をクリアしております。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

【会長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】

ただいまの御説明につきまして、御意見、御質問がございましたらお願いします。いかがでしょうか。

特にございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

【会長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】

それでは、御意見、御質問もないようですので、採決をいたします。

第 1 号議案につきましては、都市計画上支障のないものと認めて御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

【会長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】

ありがとうございました。

御異議のないものと認めまして、第 1 号議案につきましては都市計画上支障のないもの

と議決いたしました。

以上で議案の審議を終了いたします。

本日の上程議案は以上でございますが、事務局から委員の皆様にご報告したいとの申し出がございました。

報告の第1点目は、「都市計画区域マスタープラン及び区域区分の見直しについて」でございます。第2点目は、「都市計画道路の見直しについて」でございます。委員の皆様には、いましばらく御協力をお願いいたします。

それでは、事務局から報告をお願いします。

【都市計画課主幹 齊藤保則】

会長、都市計画課主幹。

【会長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】

お願いします。着席して御説明ください。

【都市計画課主幹 齊藤保則】

失礼します。

都市計画区域マスタープラン及び区域区分の見直しにつきまして、本日は、先般、実施いたしました公聴会とパブリック・コメントの概要について御報告させていただきます。

お手元に「報告事項1」と右肩に記載のA3の資料1枚と、委員の皆様にはパブリック・コメントなどの前に既に送付させていただいておりますが、都市計画区域マスタープラン及び区域区分の変更の概要版を改めて机上に配付させていただいております。また、モニターには図なども表示させていただきますので、こちらも併せて御覧いただければと思います。

まず、都市計画区域マスタープランについてでございますが、モニターには、お手元に配付しております「都市計画区域マスタープランー概要版ー」を表示しております。モニターに表示しております名古屋都市計画区域を始め、尾張、知多、豊田、西三河、東三河の6つの都市計画区域マスタープランの見直しを進めているところでございます。

リーフレットをお開きいただきますと、都市計画区域マスタープランは、都市計画区域ごとに長期的な視点に立った都市の将来像を明らかにするとともに、都市計画の基本的な方向性を示すもので、内容といたしましては、基本理念や都市づくりの目標を示す都市計画の目標、区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針、土地利用、都市施設といった主要な都市計画の決定等の方針について記載しております。

次に、区域区分でございますが、お手元の緑色のリーフレットを御覧いただきたいと思っております。モニターには「名古屋都市計画区域区分の変更（原案）－概要版－」を表示しております。こちらは、今回、市街化区域と市街化調整区域に区分する区域区分の変更箇所を都市計画区域ごとにまとめたものになります。

リーフレットをお開きいただきますと、今回の見直しで市街化調整区域から市街化区域に変更する区域を赤枠で、市街化区域から市街化調整区域に変更する区域を白枠で表示しております。市街化調整区域から市街化区域に変更する区域の面積は、6つの都市計画区域で合計約405ha、市街化区域から市街化調整区域に変更する区域の面積の合計は約20haとなっております。

これらの原案をもとに、住民の皆様の御意見を都市計画の案に反映させるため、都市計画区域マスタープラン及び区域区分の変更に関する公聴会を開催いたしました。また、都市計画区域マスタープランにつきましてはパブリック・コメントを併せて実施いたしました。

まず、公聴会についてでございますが、平成30年4月10日から4月24日まで原案の閲覧を行い、公述申立てがございました尾張都市計画区域と知多都市計画区域で5月20日と5月26日に公聴会を開催いたしました。尾張都市計画区域の公聴会では2名、知多都市計画区域の公聴会では3名の方に公述していただきました。

主な公述意見でございますが、尾張都市計画区域では、都市計画区域マスタープランにつきまして、現在、愛知県江南市と岐阜県各務原市を結び木曾川に架かります愛岐大橋の横に橋を新設し、4車線化してほしいという御意見がございました。こちらは江南市周辺の都市計画総括図でございます。愛岐大橋は愛知県と岐阜県を結ぶ青色で表示した橋となります。

次に、区域区分につきまして3つの御意見をいただきました。

1つ目は、江南市の名古屋鉄道犬山線の布袋駅東側の地区を市街化区域に編入してほしいという御意見でした。こちらの図は江南市の都市計画総括図でございます。布袋駅東側の地区は、布袋駅に隣接した赤色点線で示しました地区と想定されます。

2つ目といたしまして、江南市において小牧市に近い安良地区、国道155号沿いの五明地区、小折地区を工業用地として市街化区域に編入してほしいという御意見がございました。安良地区は大口町に隣接した赤色点線で示した地区、五明地区は一宮市に隣接した国道155号北側の赤色点線で示した地区、小折地区は大口町に隣接した国道155号南側の赤

色点線で示した地区と想定されます。

3つ目は、江南市上奈良町の江南池之内線南側を市街化区域に編入してほしいという御意見でございました。御意見をいただいた地区は、都市計画道路江南池之内線の南側の赤色点線で示した地区となります。

続きまして、知多都市計画区域では、都市計画区域マスタープラン及び区域区分につきまして御意見をいただいております。南知多町は津波による浸水が想定されており、高台である市街化調整区域の豊浜字椋田、豊丘字浜見台の2地区に住宅を建築できるようにしてほしいという御意見がございました。こちらは南知多町の都市計画総括図でございませう。図面の上側の赤色点線で示した地区が豊丘字浜見台、下側の赤色点線で示しました地区が豊浜字椋田と想定されます。

知多都市計画区域の区域区分につきましては、市街化の促進や抑制の方針、高台への移住について、市町の防災計画や都市計画の方針などの市町の意向や計画を考慮したものにしてほしいという御意見をいただきました。

続きまして、都市計画区域マスタープランに対するパブリック・コメントについてでございますが、平成30年4月10日から5月11日までの間に意見募集を行い、10名11通の意見提出がございました。

主な御意見につきましては、まず名古屋都市計画区域では、リニア開通で東京一極集中によるストロー現象が起こらないような魅力的なまちづくりが必要であるという御意見がございました。また、まちのにぎわいのためにも公共交通機関の充実が必要であるなどの御意見もございました。

尾張都市計画区域では、尾張エリアが人と物の交流拠点として経済の中核を担うことを期待していることから、市街化区域の大胆な拡充をしてほしいという御意見がございました。また、市街化区域に隣接し、人がある程度住んでいる市街化調整区域は、市街化区域へ編入や見直しが必要であるなどの御意見もございました。

知多都市計画区域では、南海トラフ地震による津波対策として市街化調整区域の豊浜字椋田、豊丘字浜見台に住宅を建築できるようにしてほしい。また、南知多道路の南知多インター周辺の高台に住宅地域及び工業地域を設定してほしいという御意見をいただきました。

東三河都市計画区域では、立地誘導と言われるが、今住んでいるところで暮らしやすくすることが重要であるという御意見がございました。また、災害に備えた施策を進めてほ

しいという御意見をいただきました。

意見の概要は以上でございます。

次に、今後の予定でございますが、公聴会及びパブリック・コメントでいただきました御意見などを踏まえまして、都市計画区域マスタープラン及び区域区分の変更の案を作成しまして、国への事前協議を行ってまいります。この協議が整いましたら、今回の公聴会、パブリック・コメントでいただきました意見の要旨と県の見解の公表と併せ、案の縦覧を行いまして、その後、本都市計画審議会にお諮りし、平成30年度末を目処に告示の手続を進めてまいりたいと考えております。

以上で、都市計画区域マスタープラン及び区域区分の見直しに関する報告を終わらせていただきます。

【会長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】

ありがとうございました。

ただいまの御報告につきまして、御意見、御質問がございましたらお願いしたいと思います。

今回は、公聴会における公述意見の要旨について御紹介いただいたということになりますが、何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、御意見、御質問もないようですので、引き続きまして、第2点目について事務局から報告をよろしくお願いいたします。

【都市計画課課長 片山貴視】

会長、都市計画課長。

【会長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】

よろしく申し上げます。御着席ください。

【都市計画課課長 片山貴視】

では、着座にて説明させていただきます。

報告事項の2つ目、都市計画道路の見直しにつきまして御報告させていただきます。資料につきましては、お手元に配付しております、A3サイズの右肩に「報告事項2」と記載の「都市計画道路の見直しについて」、それと「愛知県都市計画道路見直し方針（案）」の概要版と本編でございますが、モニターにて補足的なデータも含め説明させていただきます。

今回御報告させていただく見直し方針（案）につきましては、都市計画に定める案件で

はございませんが、今後、この方針に基づき行う具体の都市計画変更の案件について御審議願うこととなりますので、取りまとめ状況等について随時御報告させていただいているところでございます。

この見直し方針（案）につきまして、パブリック・コメントによる意見募集を6月末に終えたところであり、現在、その御意見に対する対応を検討しているところです。

本日は、見直し方針（案）の概要と県民の皆様からの御意見の概要を御報告させていただき、後日、御意見に対する県の見解がまとめ次第、委員の皆様にご報告いたしますので、御意見等いただければと思っております。また、本日の説明では、前回の2月に方針（案）の策定前の段階で説明したものと一部重複する部分もございますが、その点御承知おきください。

それでは初めに、見直しの必要性について説明させていただきます。

本県では現在、約5,000kmの都市計画道路が決定されておりますが、その多くは高度経済成長期までに決定されたもので、未着手のまま残っているところも数多くあり、特に本県の特徴、課題といたしまして、他県と比べ市街化調整区域における計画及び未整備延長が大きいことが挙げられます。

こういった長期未着手路線について訴訟に至る可能性もあるということを受け、平成12年に国が見直しに関する考え方を示したことを踏まえ、本県でも平成17年に見直し指針を策定し、未着手路線の検証及び見直しを進めてきたところでございます。

一方、近年の社会経済情勢の大きな変化を受けて、現在、改定手続中の都市計画区域マスタープランでは、基本方向の1つとして集約型都市構造への転換を掲げており、効率的な都市経営を視野に入れ、必要に応じ都市施設の配置の見直しなどを進めていくこととしております。今回、この改定に併せて見直しの基本的な考え方にあたる見直し方針を策定した上で、未着手路線の必要性の検証及び見直しを進めようとするものです。

次に、見直し方針（案）の検討経緯についてでございますが、昨年度、学識者、本庁関係事業課、代表市町からなる検討会議を立ち上げ検討を進めるとともに、市町村等関係機関の意見を伺いながら見直し方針（案）を取りまとめ、パブリック・コメントを実施したところでございます。

続きまして、見直し方針（案）の概要について、画面に示す構成に従い説明させていただきます。

「はじめに」では、都市計画道路などの定義、都市計画道路を決定してきた経緯、見直

し方針を取りまとめるに至った経緯などを記載しております。

次に、序章では、見直し方針の目的と取扱いとして、この方針が見直しに関する基本的な考え方をまとめたものであること、県と市町村が相互協力のもと、地元の合意形成を図りつつ見直しを行うこと、市町村の独自性も尊重することなどを記載しております。

なお、スライド右肩に本編の関連ページを示しておりますので、必要に応じて本編で御確認ください。

次に、第1章、都市計画道路の制度、現状と課題では、まず初めに、交通機能、空間機能、市街地形成機能といった都市計画道路が有する3つの機能を記載しております。また、道路を都市計画に位置づける意義として、必要な区域をあらかじめ明示すること、各種の計画調整により総合的、一体的に都市整備等を進めること、開かれた手続により地域社会の合意形成を図ること、建築制限により将来の道路事業の円滑な施行を確保することなどの点を記載しております。

それから、現状と課題として、近年の整備進捗状況を掲載し、全線整備までにはかなりの年月を要すること、未整備区間の多くは高度経済成長期までに決定されたものであることを記載しております。

また、見直しの必要性、あるいは見直しにあたり考慮すべき事項に関連して、近年の都市計画道路を取り巻く社会経済情勢の変化について、人口減少・超高齢社会の到来、厳しい財政状況、加速するインフラの老朽化などの7点を記載しております。

次に、第2章、見直しの基本的な考え方では、見直し手順を検討するにあたり考慮した点について記載しております。具体的には、未着手区間について見直しを検討していくこと、社会経済情勢の変化などを考慮して必要性を検証していくこと、財政負担の軽減や既存ストックの有効活用を考慮して代替性を検証することを掲げております。また、建築許可制度の柔軟な運用も併せて検討していくこととしております。

第3章では、見直しの基本的な考え方に従いまとめた見直しの検討フロー、判断基準について記載しております。具体的には、主要な交差点や整備済み区間の境界などにより適宜都市計画道路を区切った上で未着手区間を抽出し、必要に関する評価、実現性に関する評価を行います。

必要性に関する評価については、具体的には、市街化区域においては交通機能、空間機能、市街地形成機能から判断いたします。また、市街化調整区域においては交通機能から必要性を評価いたしますが、沿道における人口の集積状況などによっては空間機能、市街

地形成機能を評価することもあり得ます。原則、1つも該当する機能がない区間については計画上の必要性なしと判断し、計画を廃止する方向となります。また、歴史・文化資源や環境などに必要性を上回る多大な影響があるかどうかについても確認し、そのような影響がある場合、線形などの変更で影響を回避できるのであれば、別途計画検討を行い、計画の変更では影響を回避できないのであれば計画を廃止する方向となります。なお、こういった計画の変更や廃止を検討する場合、そのことによる周辺への影響を確認することとします。

次に、必要性が認められた区間について、実現性に関する評価を行います。付近に都市計画道路の代替となる道路があるかどうか、こういった道路がある場合、総合的に判断して計画を廃止すべきかどうかを判断します。

代替道路にあたるかどうかについては、この一覧表で判断いたします。モニターでは文字が小さくなってしまっておりますので、本編の14ページ、表-2を御覧ください。

この表は、付近の道路が代替性を有するかどうかについて、必要性で確認した評価項目ごとに代替道路の条件を整理したのですが、評価指標のところに「これ以外の指標もあり得る」としているのは、県内各地域の置かれた状況は様々であり、例えば都市の規模だとか構造、まちの成り立ち、人口動向、都市計画道路の決定・延長、あるいは市域や市街化区域面積に対しての都市計画道路の密度だとか整備率、それから主要な産業など、こういったそれぞれの地域の実情を踏まえまして必要性や代替性を判断すべきと考え、このように表現しているものでございます。

ここで、代替道路があり総合的に判断して妥当ということであれば、計画を廃止する方向となります。また、こういった代替性の検討に加えて、幅員や線形などの検討が必要かどうかを判断します。検討が不要であればそのまま計画を存続させることとなり、検討を要するというのであれば別途計画変更を検討することになります。

以上の判断を踏まえて、各区間を存続、別途計画検討、別の道路の機能を見込んで廃止、廃止の4パターンに分類し、これに従い個別具体の都市計画変更を検討していくこととなります。

第4章では、都市計画変更の具体例をイメージできるよう、それぞれの分類ごとに事例を紹介しております。

最後の参考には、専門的な用語について解説しております。

この見直し方針(案)につきまして、先月パブリック・コメントによる意見募集を行っ

たところ、4通の御意見をいただきました。主なものについて御報告させていただきます。

見直し方針（案）の「はじめに」の項目に関し、いまだに事業着手できていない箇所が数多くあることについて原因分析が必要といった意見をいただいております。

次に、第1章の制度、現状と課題に関し、見直し理由をもっと丁寧に説明すべき、一部事業中の路線も含めて必要性の再検討をすべき、市街化の進展による道路からの騒音等の被害が広がっていることに言及すべきといった意見をいただいております。

また、第3章検討手順に関しまして、評価項目を点数化して必要性を総合的に判断すべき、市街化調整区域の道路に対して交通機能以外の機能を求めるべきではないであるとか、必要性などの評価項目、判断基準を明確にすべきといったような意見をいただいております。

また、用語解説に関しましては、わかりやすくしてほしいといった意見、その他として、見直し作業への参加や結果の公表についての御意見をいただいております。

最後に、今後の予定でございますが、県民の皆様からの御意見に対する対応につきまして関係機関とともに検討した上で、後日、委員の皆様にご報告させていただきますので、御意見等いただければと考えております。その後、見直し方針を公表し、これに従い市町村等と調整、検討しながら順次都市計画道路の見直しを進めていく予定であり、準備が整った案件について御審議をお願いすることとなりますのでよろしくお願いいたします。

以上で都市計画道路の見直しについての御報告を終わらせていただきます。

【会長（名古屋大学大学院教授 中村英樹）】

ありがとうございました。

それでは、ただいまの報告につきまして、御意見、御質問がありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、特に御意見、御質問もないようですので、事務局からの報告事項につきましてはこれで終わらせていただきたいと思います。

以上で本日の議事は全て終了いたしました。

委員の皆様には、議事の円滑な進行に御協力いただきまして、誠にありがとうございました。

それでは、進行を事務局にお返ししたいと思います。

【事務局（都市計画課課長補佐 早川真美）】

どうもありがとうございました。

では、以上をもちまして本日の審議会を終了いたします。どうもありがとうございました。

(閉会 午後2時41分)